

## 認証制度全般に関する FAQ

令和 5 年 4 月 25 日現在

### Q 1 認証に有効期限はありますか。

認証の有効期限は 1 年間ですが、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2 類感染症から 5 類感染症に変更される予定です。その場合は、認証制度は、令和 5 年 5 月 7 日に終了しますので、認証通知に記載された有効期間に関係なく、全ての認証店における有効期間は制度終了日までとなります。

### Q 2 認証を受けた店舗で感染者が認められた場合、どのように対応したらよいですか。

保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し、当該店舗からの感染拡大防止策を講じるとともに、感染の可能性がある営業日など感染拡大防止のための情報を公表してください。

認証については、認証の効力を一時停止し、その旨を通知します。この場合、認証マークの利用及び「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証店舗」の名称の使用をやめ、県の指示に従ってください。

### Q 3 店舗の名称が変更になりました。手続きは必要ですか。

店舗の名称が変更になった場合には、選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要綱第 8 に基づき変更の報告をしていただく必要があります。ホームページに掲載されている「変更届出書」を提出してください。

なお、変更の報告が必要な事項は、下記のとおりです。

- ・店舗の名称の変更

※店舗が別の場所に移転する場合には、改めて認証の申請をしていただく必要があります。

- ・法人名称又は法人代表者の変更

- ・申請者（経営者）の変更

※営業者が別の法人、別の個人に変更となった場合には、改めて認証の申請をしていただく必要があります。

- ・申請内容の変更

※認証基準の項目のうち、該当していなかった項目が該当することとなる変更に関しては、県職員等による現地確認（必要に応じて改善指導等）が完了するまでは、変更内容に応じた営業を行うことは認められませんので注意してください。

（例）カウンター席を設けた（基準 7, 8）

ビュッフェスタイル等での提供を行うこととした（基準 9）

カラオケを使用し始めた（基準 12）

※具体的な対策方法が変更になったなど、基準に該当するかどうかに影響しない軽微な変更については、報告の必要はありません。

### Q 4 認証を取得していましたが、飲食店を閉店しました。手続きは必要ですか。

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度要綱第 12 第 1 項に基づき、認証の辞退を申し出てください。ホームページに掲載されている「認定辞退申出書」を提出してください。

また、認証を自ら辞退する場合も同様に「認定辞退申出書」の提出が必要です。